

第 174 回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第174回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和5年4月18日（火）午後1時33分～午後3時20分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時33分開会

○高橋委員長 今日には174回目の審査委員会でございます。御多用のところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。

今回もコロナ特例によるウェブとの併合方式でございますが、本部には私、高橋のほかにも土屋委員と永渕委員に御出席いただいております。

したがいまして、現在9名全員出席ということでございますので、定足数に問題はございません。

では、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 では、事務局から配布資料の確認をさせていただきます。本日の審議予定は6件となりまして、審議順に令和4年審第28号、第29号、こちらは追加資料として意見書を送付したものです。続きまして、審第30号、31号、32号、それから追加でまたこちらもお送りしました審第26号の各資料となります。御確認をお願いいたします。

○高橋委員長 今日には契約弁護士等に対してとる措置について、形式的には7件ですが、実質は6件でございます。それでは、その案件の説明から室長、お願いいたします。

○石塚法務室長 それでは、令和4年の審第29号、資料は2の関係になります。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第29号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次は令和4年審第28号、資料1及び1-1ですね。

室長、お願いします。

○石塚法務室長 では、令和4年度審第28号の御説明を申し上げます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第28号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、議決書はこれまでどおり同意書の送付という形を取らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次が審第30号、資料3ですね。

では、説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 令和4年審第30号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審30号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 これもまた同意書で処理をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

室長、お願ひします。

○石塚法務室長 それでは、令和4年審第31号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審31号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、これも決議いたします。

次の資料5でいいんですね。審第32号、これはちょっと室長、説明お願ひいたします。

○石塚法務室長 それでは、次に令和4年審第32号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審32号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長では、またこれも同意書、お願ひいたします。

もう、一気にいきましょうね。令和4年審第26号、資料6-1と6-2がございます。

○石塚法務室長 令和4年審第26号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審26号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 ありがとうございます。では、これも同意書をお願ひいたします。

そうしますと、これで本日付議、実質付議の案件は終わりましたので、それでは今後の予定についてお願ひいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。5月の審査委員会は5月12日金曜日午後1

時半からを予定しております。御審議いただく案件は、本日の継続分が1件、新たに新件を6件御送付いたします。引き続きの継続1件、合わせて8件を予定しております。資料につきましては準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認をお願いいたします。

以上です。

○高橋委員長 次回も新件が6件ということで、どうもお疲れさまでございますがよろしくお願いたします。

それでは、174回、本日は終了でございます。どうもありがとうございました。

午後3時20分閉会